

大宰府跡と大宰府史跡

大宰府史跡発掘50年にあたって(2)

「大宰府跡」と「大宰府史跡」、よく似ていますが、その意味するところは大きく異なっています。まず、「大宰府跡」は国特別史跡の指定名称です。その範囲は政庁地区を中心に、西は蔵司地区、東は月山地区、さらに政庁地区北側の後背地を含む一帯です。西鉄二日市駅操車場跡地で検出された「客館跡」も、平成26年(2014)に、その飛び地として追加指定されました。一方の「大宰府史跡」は、古代大宰府

野市、春日市、糟屋郡宇美町、佐賀県三養基郡基山町)にわたって所在しますが、それらが大宰府史跡あるいは大宰府関連史跡という形で一括できるということは、北部九州地域にとつて古代大宰府がいかに大きな存在であったかを証明しています。また福岡県には4件の特別史跡がありますが、すでにみたように、そのうち3件が古代大宰府に関わるものであることも古代大宰府の重要性を示すといえるでしょう(ちなみに、残りの1件は王塚古墳(嘉穂郡桂川町)です)。



こうした史跡のあり方を反映して、先にふれた「大宰府関連史跡に関する保存活用方針」は、8史跡を俯瞰的に捉え、一体的に保存活用することを掲げて、「大宰府関連史跡が生み出す心地よい空間」

生活と共生する8つの史跡」を基本理念としています。今後、史跡ごとの保存活用計画が策定される予定ですが(大宰府跡は策定済)、それらの一体的な活用とともに、客館跡と関連する鴻臚館跡(国史跡、福岡市)、いわゆる大宰府羅城に関わる阿志岐山城跡(国史跡、筑紫野市)など、さらに視野を広げていくことも重要だと考えています。

これらの史跡は、2県(福岡県・佐賀県) 6市町(本市、大野城市、筑紫